

電気工事法の施行について

昭和36年2月11日36公局第107号
都道府県知事宛公益事業局長通牒

電気工事法（昭和35年法律第139号）の一部施行に当たって、通商産業局長の行なう事務については、下記によりよろしく願います。

記

一 電気工事法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第六条に規定する免状の交付の申請に際し、電気工事法（以下「法」という。）第四条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類として添付すべきものは、次の表によるものとする。ただし、これを紛失した場合または法第四条第二項第三号に該当する者である場合において、別途確認できるときはこの限りでない。

資 格	証 明 する 書 類
電気工事士試験に合格した者	都道府県知事が交付する電気工事士試験合格通知書
養成施設を修了した者	養成施設の長が交付する電気工事士養成施設修了証明書
認定を受けた者	都道府県知事が交付する認定証明書

二 法第四条第二項第三号の規定により認定を受けた者には原則として、認定証明書を交付するものとする。また、規則第五条に規定する認定の申請に際し、規則第四条各号の一に該当する者であることを証明する書類として添付すべきものは、別表第一によること。

三 電気工事士試験の技能試験を実施するに当たつて、都道府県において準備すべき工具の基準は、別表によるものとする。なお、技能試験用の材料等の購入に当たつては、試験問題の機密を保つよう注意すること。

四 毎年一月三十一日までに、様式第一により次年度の電気工事士試験実施計画を作成し、所轄の通商産業局長（名古屋通商産業局公益事業富山支局長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。

五 電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号。以下「令」という。）第十一条第一項の規定により受験願書を提出する場合に筆記試験の免除を申請しようとする者が、令第九条第一項各号の一に該当する者であることを証明する書類として添付すべきものは、別紙第二によるものとする。この際、令第九条第一項第一号に該当する者については、規則第十一条に規定する課程を修めていることを確認するものとする。ただし、これを紛失した場合において、別途確認できるときは、この限りでない。

六 電気工事士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、電気工事士試験委

員（以下「試験委員」という。）と協議して決定し、試験を実施する期日の二月前までに公示を行ない、受験願書の提出期限は一月以上とするものとする。なお、その公示に当たっては、広く周知せしめるよう注意すること。

七 電気工事士試験の筆記試験に合格した者には様式第二により、電気工事士試験に合格した者には様式第三により通知するとともに公示するものとする。

八 試験委員には、消防関係者を含めるよう注意するものとする。

九 試験委員の事務は、試験問題及び採点基準の作成、答案の採点ならびに合否の決定とするものとする。なお、その事務を行なうに当たっては、別途送付する試験問題作成要領によること。

十 試験委員は、原則として筆記試験および技能試験の双方の事務を担当するものとするが、場合によつては、一方のみを担当してもさしつかえないものとする。

十一 試験の実施に当たっては、所轄の通商産業局長と密接な連絡をとるとともに、同一通商産業局長の所轄管内にある各都道府県知事は、連絡会その他の方法により、試験問題、試験実施期日等の調整をはかるものとする。

十二 各種申請書および受験願書の用紙ならびに別表第一別紙第二その他免状交付、認定、試験等の申請に必要な事項を記載した案内書を作成し、無料で配布するものとする。なお、私製の各種申請書および受験願書は、さしつかえない。

十三 電気工事士試験に合格した者の名簿、電気工事士の認定を受けた者の名簿および電気工事士免状の交付を受けた者の名簿を、それぞれ様式第四、様式第五および様式第六により作成し、保存するものとする。

別表第一

一 次の表の上欄に掲げる者であることを証明する書類は、それぞれ下欄のとおりとすること。なお、合格証等の写しはそれを合格証等と照合し、当該合格証等は申請者に返還すること。

資 格	証 明 す る 書 類
旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による検定に合格した者	公益事業局長が交付する電気工事技術者検定合格証明書または通商産業大臣が交付する電気工事技術検定合格証およびその写し
職種が電工である職業訓練指導員免許を受けている者	<p>1 都道府県知事が交付する職業訓練指導員免許証明書または職業訓練指導員免許証およびその写し</p> <p>2 職業訓練指導員試験合格証明書または職業訓練指導員試験合格証およびその写し</p>
職種が電工である職業訓練指導員免許を受けている者	<p>1 都道府県知事が交付する職業訓練指導員免許証明書または職業訓練指導員免許証およびその写し</p> <p>2 公共職業訓練を行なう施設の長または認定職業訓練の事業主が交付する勤務証明書</p>

<p>事していた者</p>	<p>旧電気工事人取締規則（昭和10年逓信省令第31号）による免許を受けた者</p> <p>通商産業局長が交付する旧電気工事人免許証明書または逓信局長、軍需監理部長もしくは商工局長が交付した電気工事人免許証およびその写し</p>
---------------	--

四 規則第四条第三号に規定する屋内配線または屋側配線の業務に従事した年数の証明は、市区町村長その他の官公署の長または電力会社の営業所長の証明によることとし、その様式はおおむね次のとおりとすること。

ただし、やむを得ない場合には、次のイおよびロ、イおよびハまたはロおよびハに掲げる者の証明によることができる。

イ 電気工事業者を構成員とする組合またはその連合会の長

ロ 町会長

ハ 雇主または二人以上の同業者

なお、「屋内配線または屋側配線の業務」とは、屋内配線または屋側配線を対象とした電気工事を主たる業務とすることをいい、自営の内線工事業、電気工事会社の内線工事係等が該当するが、一般製造会社の電気機器保守係、電力会社の検査係等は該当しないこととすること。

電気工事業務経験証明書

住所

氏名

上記の者は、屋内配線または屋側配線の 月から
年 月まで従事していたこと

年 月 日

証明者 資格

住所

氏名

印